

議案番号	件名				
提案課名	内容				
議案第50号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
人 事 課	<p>【改正の趣旨】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業にかかる取得要件の緩和等について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の育児休業等に関する法律 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 <p>【改正の内容】</p> <p>1 非常勤職員の育児休業取得促進のための要件の緩和</p> <p>改正法により「子の出生の日から57日間（子の出生後8週間）以内」に2回まで育児休業（以下、「出生時育児休業」という。）の取得が可能となることに伴う見直</p> <p>＜非常勤職員が「出生時育児休業」を取得する際に必要な任用継続の見込期間＞</p> <table border="1" data-bbox="486 1153 1401 1290"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1153 906 1198">現行</th> <th data-bbox="909 1153 1401 1198">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1202 906 1290">子の1歳6か月到達日まで</td> <td data-bbox="909 1202 1401 1290">子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 再度の育児休業取得に係る「特別の事情」の見直し（改正法による「育児休業の取得回数制限の緩和」に伴う見直し）</p> <p>子の出生後8週間以降における2回目の育児休業の取得要件とされている「8つの特別の事情」のうち、「特別の事情（（5）育児休業等計画書により申し出を行い、この育児休業の終了後3か月以上の期間を経過した場合）」を削除</p> <p>3 子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化</p> <p>非常勤職員に係る子の1歳以上1歳6か月未満の期間の途中において夫婦交替で育児休業の取得が可能となるよう要件を緩和する。また、当該子の1歳以降の育児休業について取得回数を1回までとする。</p> <p>【施行期日】 令和4年10月1日</p>	現行	改正	子の1歳6か月到達日まで	子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日まで
現行	改正				
子の1歳6か月到達日まで	子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日まで				